

監査告示第2号

平成31年2月25日

鹿児島市監査委員	中	園	博	揮
同	小	迫	義	仁
同	古	江	尚	子
同	小	森	のぶ	たか

平成30年度第3回財政援助団体等監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表します。

記

1 監査対象団体

(1) 公益財団法人かごしま環境未来財団

所在地 鹿児島市城西二丁目1番5号

区分

ア 出資団体

出資金の名称 公益財団法人かごしま環境未来財団出捐金（所管課：環境政策課）

出資金の額 3,000,000円

イ 公の施設の指定管理者

施設名 かごしま環境未来館（所管課：環境政策課）

委託費の額 179,300,000円（29年度決算額）

(2) 株式会社まちづくり鹿児島

所在地 鹿児島市東千石町1番38号

区分 出資団体

出資金の名称 株式会社まちづくり鹿児島出資金（所管課：産業政策課）

出資金の額 4,000,000円

2 監査の期間

平成30年11月28日から平成31年2月25日まで

3 監査の着眼点

平成29年度事務に関して、出資団体については、事業が出資目的に沿って適正に運営されているかを、公の施設の指定管理者については、施設の管理に係る業務が設置目的に沿って適正に行われているかを監査した。

4 監査の方法

本監査は、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査を行うとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の結果

(1) 公益財団法人かごしま環境未来財団

出捐金については、団体運営及び事業が出資目的に沿って適正に行われていた。

公の施設の指定管理については、業務は設置目的に沿って行われていたが、指定管理者が収入事務受託者として行う使用料の収納業務において、事務処理上、一部不適切な点が見られたほか、市への報告書の提出が適切になされていなかった。

また、指定管理者及び所管課において、施設の使用に関し、事務処理に不備があったほか、委託費に関し、その執行残が1割強生じている。

なお、施設の利用者については、次のとおりである。

【かごしま環境未来館の利用状況】

(単位：人)

区 分	27年度	28年度 (A)	29年度 (B)	前年度比較 (B) - (A)
利用者数 (人)	112,804	119,553	125,297	5,744

[意見]

・幅広い環境未来財団の活動について、さらに周知・広報等を図るとともに、賛助会員増への取り組みにも一層努められたい。

・正味財産が多額となっていることから、財団の設立目的に沿った事業実施に積極的に取り組むなど、公益財団法人としての適切な運営に努められたい。

・危機対応マニュアルについては、実態をふまえて見直されたい。

・「基本協定書」及び「業務指針」については、規定された届出や、指定管理者と所管課、双方の協議に基づく変更等について、適宜反映されたい。

(2) 株式会社まちづくり鹿児島

出資金については、事業が出資目的に沿って適正に行われていた。

[意見]

・ 中心市街地の活性化の推進に資するため、速やかに運営体制を整え、定款の目的に沿った事業実施に一層努められたい。